

四街道市手数料条例の一部を改正する条例

四街道市手数料条例（平成元年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表その2の30の項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項」を「建築物のエネルギーの消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項」に、「登録建築物調査機関（）」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関（）」に改め、「同項に規定する登録建築物調査機関又は」を削り、「登録建築物調査機関等」を「登録省エネ判定機関等」に、「登録建築物調査機関等に」を「登録省エネ判定機関等に」に、

「

		(4) 非住宅建築物		
		ア 建築物の延べ面積が300平方メートル以下のもの	同	255,000円
		イ 建築物の延べ面積が300平方メートルを超えるもの	同	407,000円

を

」

「

		(4) 非住宅建築物		
		ア 建築物の延べ面積が300平方メートル以下のもの（モデル建物法によるもの）	同	85,000円
		イ 建築物の延べ面積が300平方メートルを超えるもの（モデル建物法によるもの）	同	142,000円
		ウ 建築物の延べ面積が300平方メートルを超えるもの	同	255,000円

に、

		メートル以下のもの（モデル建築物法以外によるもの）		
		エ 建築物の延べ面積が300平方メートルを超えるもの（モデル建築物法以外によるもの）	同	407,000円

「

		5 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出があった場合の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、15の項建築物の計画通知手数料に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の規定による額を加算した額とする。		
--	--	--	--	--

を

「

		5 モデル建築物とは、申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合することを確認する計算方法をいう。		
		6 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出があった場合の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、15の項建築物の計画通知手数料に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の規定による額を加算した額とする。		

に

改め、同表その2の32の項を次のように改める。

32 建築物のエネルギー消費性能の	建築物エネルギー消費性能	1 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、		
-------------------	--------------	---------------------------	--	--

<p>向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>向上計画認定申請手数料</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下この項において「登録省エネ判定機関等」という。)により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合</p>	<p>1 申請につき</p>	<p>5,000 円</p>
		<p>(1) 一戸建ての住宅 (2) 共同住宅等及び複合建築物(住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものに限る。)</p>		
		<p>ア 認定申請対象住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>同</p>	<p>10,000 円</p>
		<p>イ 認定申請対象住戸の床面積の</p>	<p>同</p>	<p>20,000 円</p>

	合計が 300 平方メートル以上のもの		
	(3) 共同住宅等(住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。)		
	ア 建築物の延べ面積が 300 平方メートル未満のもの	同	10,000 円
	イ 建築物の延べ面積が 300 平方メートル以上のもの	同	20,000 円
	(4) 非住宅建築物		
	ア 建築物の延べ面積が 300 平方メートル未満のもの	同	10,000 円
	イ 建築物の延べ面積が 300 平方メートル以上のもの	同	26,000 円
	2 登録省エネ判定機関等により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 30 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの以外のものである場合		
	(1) 一戸建ての住宅		
	ア 建築物の延べ	同	34,000 円

	面積が 200 平方メートル未満のもの		
	イ 建築物の延べ面積が 200 平方メートル以上のもの	同	37,000 円
(2)	共同住宅等及び複合建築物（住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものに限る。）		
	ア 認定申請対象住戸の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	同	67,000 円
	イ 認定申請対象住戸の床面積の合計が 300 平方メートル以上のもの	同	112,000 円
(3)	共同住宅等（住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。）		
	ア 建築物の延べ面積が 300 平方メートル未満のもの	同	67,000 円
	イ 建築物の延べ面積が 300 平方メートル以上のもの	同	112,000 円
(4)	非住宅建築物		
	ア 建築物の延べ	同	85,000 円

		<p>面積が 300 平方メートル未満のもの（モデル建築物基準によるもの）</p> <p>イ 建築物の延べ面積が 300 平方メートル以上のもの（モデル建築物基準によるもの）</p> <p>ウ 建築物の延べ面積が 300 平方メートル未満のもの（モデル建築物基準以外によるもの）</p> <p>エ 建築物の延べ面積が 300 平方メートル以上のもの（モデル建築物基準以外によるもの）</p>	<p>同</p> <p>同</p> <p>同</p>	<p>142,000 円</p> <p>221,000 円</p> <p>358,000 円</p>
<p>摘要</p> <p>1 モデル建築物基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号）第 10 条第 1 号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。</p> <p>2 複合建築物（住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。）に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分については共同住宅等（住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。）と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして手数料の額を算定した場合の当該手数料の額に</p>				

		相当する額の合計額とする。
		3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定による申出があった場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、15の項建築物の計画通知手数料に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の規定による額を加算した額とする。

別表その2の34の項を次のように改める。

34 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能認定申請手数料	1 申請に係る建築物が、建築物のエネルギーの消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この項において「登録省エネ判定機関等」という。）により建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認められたものである場合 (1) 一戸建ての住宅 (2) 共同住宅等 ア 建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	1 申請につき 同	5,000 円 10,000 円
---	---------------------	--	------------------	-------------------------

	イ 建築物の延べ 面積が 300 平方 メートル以上の もの	同	20,000 円
	(3) 非住宅建築物		
	ア 建築物の延べ 面積が 300 平方 メートル未満の もの	同	10,000 円
	イ 建築物の延べ 面積が 300 平方 メートル以上の もの	同	26,000 円
	2 登録省エネ判定 機関等により建築 物エネルギー消費 性能基準に適合し ていると認められ たもの以外のもの である場合		
	(1) 一戸建ての住宅		
	ア 建築物の延べ 面積が 200 平方 メートル未満の もの（仕様基準 によるもの）	同	17,000 円
	イ 建築物の延べ 面積が 200 平方 メートル以上の もの（仕様基準 によるもの）	同	19,000 円
	ウ 建築物の延べ 面積が 200 平方 メートル未満の もの（仕様基準 以外によるもの）	同	34,000 円

	エ 建築物の延べ 面積が 200 平方 メートル以上の もの（仕様基準 以外によるもの）	同	37,000 円
	(2) 共同住宅等		
	ア 建築物の延べ 面積が 300 平方 メートル未満の もの（仕様基準 によるもの）	同	32,000 円
	イ 建築物の延べ 面積が 300 平方 メートル以上の もの（仕様基準 によるもの）	同	56,000 円
	ウ 建築物の延べ 面積が 300 平方 メートル未満の もの（仕様基準 以外によるもの）	同	67,000 円
	エ 建築物の延べ 面積が 300 平方 メートル以上の もの（仕様基準 以外によるもの）	同	112,000 円
	(3) 非住宅建築物		
	ア 建築物の延べ 面積が 300 平方 メートル未満の もの（モデル建 築物基準による もの）	同	85,000 円
	イ 建築物の延べ 面積が 300 平方 メートル以上の	同	142,000 円

		もの（モデル建築物基準によるもの）		
		ウ 建築物の延べ面積が 300 平方メートル未満のもの（モデル建築物基準以外によるもの）	同	221,000 円
		エ 建築物の延べ面積が 300 平方メートル以上のもの（モデル建築物基準以外によるもの）	同	358,000 円
		<p>摘要</p> <p>1 仕様基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。</p> <p>2 モデル建築物基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 1 号ロに定める基準をいう。</p> <p>3 複合建築物に係る建築物エネルギー消費性能認定申請手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分については共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして手数料の額を算定した場合の当該手数料の額に相当する額の合計額とする。</p>		

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。